

経 済 産 業 省

20140925商局第2号

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月30日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）の一部を別紙の
新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。